

全国初の試み「荒川下流市民パトロール隊」

関東地方整備局 荒川下流河川事務所 管理課 一力 希

1. はじめに

東京都・埼玉県を流れる荒川下流部においては沿川に人口が集中していることもあり、荒川のスペースが貴重な空間となっている。多様な価値観を持つ人々が、それぞれの視点で自然保護活動や教育・学習活動等を行うようになってきており、河川行政に対して市民活動との連携への期待も高まってきている。

荒川に対して幅広い市民により多くの興味を持ってもらうとともに、良好な河川管理を市民と連携して行うために新たに設置されたのが「荒川下流市民パトロール隊(以下市民パトロール隊)」である。

2. これまでの取組みと課題

2.1 これまでの主な取組み

地域の要望を把握し、地域と連携を進めるための全国的な取組みとしては、河川愛護モニターがある。河川愛護モニターは、河川の状況を河川管理者に連絡する業務で、募集人員を設けて公募し提出された作文等で選考を行っており、活動の報酬もある制度である。さらに、荒川下流河川事務所では地域や市民との連携に向けて、様々な取組みを行ってきている。主なものは以下のとおりである。

名前	主な内容
荒川の将来を考える協議会	H8 設置 翌年、荒川将来像計画を策定
荒川市民会議	荒川将来像計画の実現に向け、あるべき姿を討議(2市7区に設置)
あらかわ学会	歴史・自然等様々な分野で活動、H15 に NPO 法人化
荒川クリーンエイド	河川清掃を通じて環境保全活動をすすめる NPO 法人化し委託契約を結んでいる
地域・市民との連携のあり方を考える懇談会	河川行政を取り巻く情勢の変化および荒川における実績の積み重ねや課題を踏まえ発足、提言をとりまとめる
情報誌「ARA」	荒川流域の生活に密着した情報を掲載、15000部/月
HP「ARA」 http://www.ara.or.jp	荒川に関するポータルサイト アクセス数最大 60 万件/月
荒川知水資料館	情報・交流・情報の受発信の拠点、来訪者 7 万人/年
巡視船あらかわ号による船上見学	4000 人以上/年が参加
あらかわ福祉体験広場	車椅子を体験できる 4 年間で 12000 人以上が参加
その他シンポジウム、イベント等	

(平成 16 年 3 月末現在)

2.2 課題

多くの取組みを進めてきているものの、関わりのある市民がまだまだ限られているのが現状である。より良い荒川としていくためには、幅広い市民の意見に耳を傾け、施策に反映していくことが重要である。

また、「活動の報酬がなくてもいつでも気軽に荒川の情報提供をしたい」「あまり制約を受けずに参加したい」などという意見が寄せられている。

都市の貴重な空間としての荒川のあり方について、今まで以上に幅広く意見を収集していくことが内外から求められてきている。

3. 制度について

3.1 制度の考え方

今回、市民パトロール隊の制度を設置する際、2.2 に述べたような課題に対応するために次のような点について考慮した。

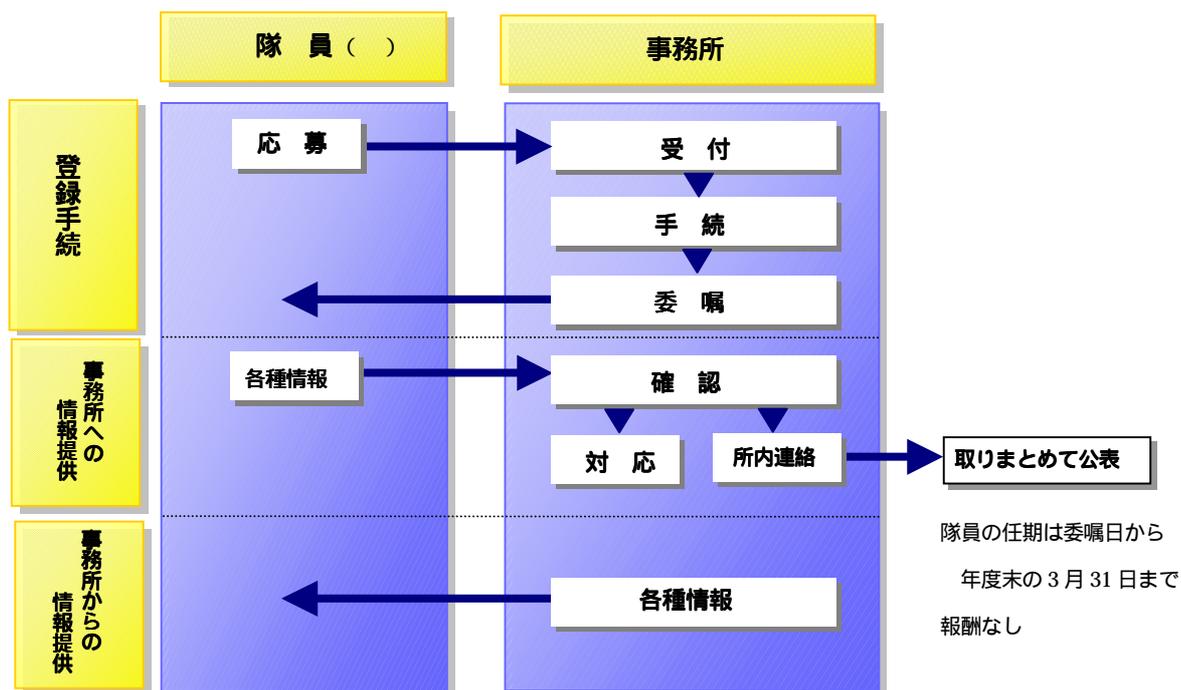
一つ目は、定員・募集の締め切りについてである。いつでも誰でも参加できる制度にするために一年を通して募集を受け付けており、定員についても設定していない。また、応募資格についても「荒川に関心があり無報酬で活動できる20歳以上」とだけ定めており、現在のところ他の基準での選考などは行っていない。このように活動は無報酬で募集人員を定めず多くの方に参加してもらう仕組みは、全国でも初めての試みである。

二つ目は、権限や義務についてである。パトロールという名称から一般的には大勢で集まって巡視や指導をするのでは、という印象を与えるかもしれないが、実際は定期的に河川を巡視したり不法行為に対し直接注意や指示を行ったりするなどの特別な権限や義務については課していない。委嘱書とともに腕章を付与しているが、この使用についても本人の意思に任せている。これはそれぞれの価値観に基づいて活動してもらうためである。また定期的に集まることが難しい方や人前で話したりするのが苦手な方にも参加してもらえるよう、市民パトロール隊全体での統一的な活動については定められていない。これらはいつでも気軽に自分のできる範囲で活動してもらうという趣旨だからである。

以上の点を踏まえて、隊員は荒川を訪れた際に気がついた情報を事務所に連絡することになるが、訪れる時間や頻度、活動する場所や連絡する情報の内容などについても何ら制約はない。事務所としては、この制度により行政の視点とは違ったそれぞれの立場からの様々な情報を収集することができると考えている。

3.2 制度の概要

市民パトロール隊の制度をフロー図で簡単に説明すると以下のとおりである。



【荒川下流市民パトロール隊の活動フロー図】

現在、応募に基づいて、事務所から隊員の委嘱を行っている。その際に委嘱書、腕章、連絡様式・封筒を送付している。登録後、隊員が荒川に関する情報を事務所へ連絡すると、事務所は内容を確認し必要な措置を講じたり所内で情報を共有し対策検討の参考として活用する。隊員からの意見や要望については回答を付して定期的に公表する。また、事務所から施策に関する情報なども隊員に送付する。

4. 募集活動

市民パトロール隊の隊員募集に際し、幅広い市民の意見を収集するという制度の目的から様々な手法を用いて募集活動を行った。

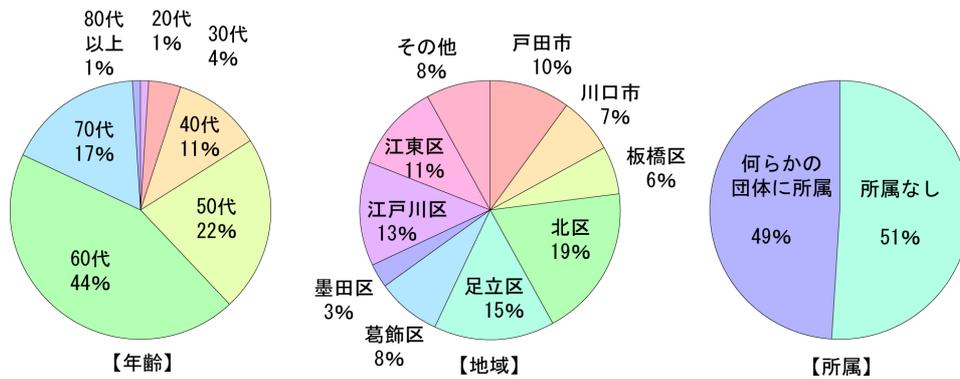
記者発表やそれに基づいて事務所ホームページに記事を掲載、また、情報誌「ARA」(約15,000部/月)にも隊員募集のパンフレットを同封し、多くの反響を得た。さらに、沿川自治体の広報誌にも掲載を呼びかけたり、荒川知水資料館や荒川ビジターセンターなどの施設でも配布した。また、ラジオ番組でもその活動が紹介された。

(FMNack5「GOODDAY,RIVERSIDE」H16.5.22 放送済み)

5. 活動による効果

5.1 現在の隊員構成

平成16年3月末より隊員募集を受け付けているが、8月末現在の隊員数は72名にのぼっている。提出された応募用紙を参考に隊員の年齢・居住地域・所属団体等を集計したところ、結果は次のとおりであった。



比較的時間に余裕のある60代の参加が多く見られるが、活動が無報酬であるにもかかわらず、一般的に時間に余裕が少ない30代・40代の参加も見受けられる。居住地域についても幅広い地域からの参加を得ている。また、現在荒川に関して何らかの団体に所属して活動をしているかどうかについては、約半数の人が「所属している団体はない」と回答した。このことは、これまで荒川に積極的な関わり方をしてこなかった人々の参加を呼び込んでいることの表れだと考えられる。

5.2 活動による効果

寄せられた情報の数は約4ヶ月間で57件となっている。市民パトロール隊の活動により幅広い意見を収集することが可能になり、その効果として以下の3点が挙げられる。

一つ目は市民と行政の新たな連携が生まれている点である。今まで行政と関わりをもって活動していた市民はもちろん、さらにその他の市民の参加により、行政とのさらなる連携の促進につながっていると考える。

二つ目は河川管理の質が向上している点である。通常の巡視ではカバーしきれない部分についての情報や荒川を利用する側の視点からの報告によって、きめ細やかな対応が可能になり、それを活かすことでさらに河川管理の質が良くなってきている。

三つ目は河川愛護意識が醸成される点である。今後ますます活動が広がることにより「地域の貴重な財産としての荒川」という意識が生まれ、荒川を利用する際のマナーが向上していくことなどが期待される。

6. 今後について

荒川下流河川事務所では平成16年3月から活動が始まったばかりでまだ試行錯誤の段階であり、課題も残っている。

荒川全域において活動できるよう、「荒川市民パトロール隊」として同年6月より荒川上流河川事務所と合同で活動を開始したところである。登録の重複や情報提供のもれなどがないよう、手続的なフローの再確認や、寄せられた情報の共有をどうするかなど細かい点について上下流で密な連絡をとり調整していかねばならない。

また、当然ながらより多くの方に隊員として活動してもらえるように、制度の周知を徹底するための効果的な方法について検討する必要がある。

隊員の情報提供を容易にするためにも施策に対する理解を深め、荒川の情報を共有するなど、隊員と事務所がコミュニケーションをとっていくことが不可欠である。